

- ⑤ 介護給付費明細書に、診断、行った検査、治療内容等を記載。
- ⑥ 加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表。公表は、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

(4) 特別療養費について(療養型老健のみ適用)

(※印は老人性認知症患者療養病棟除く)			
★は介護予防短期入所療養介護除く			
基本部分		算定	単位
①感染対策指導管理	常時感染防止対策をとっている場合	1日	5
②褥瘡対策指導管理	常時褥瘡対策をとっている場合	1日	5
③初期入所診療管理	当該施設に過去3ヶ月(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ及びⅣの場合は1年)入所していないこと。病状の変化により診療計画を見直した場合は2回目の算定可	1回	250
④重度療養管理★	計画的な医学管理の継続と必要な処置を行った場合	1日	120
※⑤特定施設管理	対象者は後天性免疫不全症候群の病原体感染者	1日	250
	個室加算		+300
	2人室加算		+150
※⑥重症皮膚潰瘍管理指導	計画的な医学管理の継続と必要な処置を行った場合	1日	18
※⑦薬剤管理指導	週1回に限り1月に4回を限度に算定	1回	350
	特別薬剤管理指導加算	1回	50
※⑧医学情報提供	診療状況を示す文書を添えて患者紹介をした場合	1回	250
リハビリテーション指導管理	生活機能の改善等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために、総合的に個々の患者の状態像に応じて理学療法または作業療法に係る指導管理を行った場合。	1日	10
言語聴覚療法	言語聴覚機能に障害を持つ入所者等に個別に1回につき20分以上訓練を実施した場合に算定(1日3回を限度)	1回	180
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	言語聴覚療法1回につき算定	1回	35
言語聴覚療法(減算)	利用開始または入所日より起算して4月を超えた期間において、月10回を超えた場合に11回目以降に算定(×70%)	1回	126
摂食機能療法	摂食機能療法(1月4回限り)(個別に30分以上実施)	1日	185
精神科専門療法	社会生活復帰を目的とし1日につき2時間を標準とする	1日	220
認知症老人入所精神療法	認知症入所者の情動安定、残存認知機能の発掘と活用、覚醒性の向上等により認知症の進行や症状の発現に係る要因を除去する。	1週間	330

以下 P116 (5) 介護老人保健施設入所者に対する算定上の留意点まで余白